

議員提出議案第1号

中間市ふるさと応援基金条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

提出者 中間市議会議員 蛙田忠行

提出者 中間市議会議員 山本慎悟

提出者 中間市議会議員 田口善大

中間市ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 本市を応援したいという想いのもとに贈られた寄附金を活用することにより、個性あふれ活気に満ちたまちづくりを推進するため、中間市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税による寄附金から事務費を除いた額のうち、予算に定める額を積み立てるものとする。

2 市長は、基金に積み立てる額について、次に掲げる区分に応じ、その金額を明らかにしておかなければならない。

(1) 市長があらかじめ指定した特定の政策分野に充てることを指定した寄附（次号に該当するものを除く。）

(2) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する規則で定める事業に充てることを指定した寄附金

(処分)

第3条 市長は、前条第2項各号に該当する区分に応じ、基金のうち当該各号に該当する額を上限として、基金の全部又は一部を処分することができる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(公表)

第7条 市長は、第2条第1項の規定による積立て及び第3条の規定による処分について、第2条第2項各号に掲げる区分を明らかにして、毎年度公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。